

高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、緊急輸送道路の沿道の建築物の所有者等が耐震診断、耐震改修及び建替えを実施する場合に予算の範囲内でこれらに要する費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めることにより、耐震性の高い市街地の形成及び緊急輸送道路の安全の確保を図り、震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次に定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

- (1) 耐震改修等事業 耐震診断を実施する事業（以下「耐震診断事業」という。）及び耐震改修又は建替えを実施する事業（以下「耐震改修又は建替事業」という。）をいう。
- (2) 緊急輸送道路 緊急輸送道路 法第6条第1項の規定により本市が定めた耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に記載された緊急輸送道路をいう。
- (3) 沿道建築物 法第14条第3号に規定する建築物をいう。
- (4) 住宅 一戸建ての住宅及び長屋をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (5) 住宅等 一戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (6) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のものをいう。
- (7) 建築物 住宅以外の建築物をいう。

(8) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という。）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1「建築物の耐震診断の指針」（以下「耐震診断の指針」という。）又は国がこれと同等と認めた方法により、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者（以下「耐震診断資格者」という。）が行う地震に対する建築物等の安全性の評価をいう。

(9) 補強設計 耐震診断の結果に基づく補強工事の設計（建替えを行う場合の建築設計を含む。）をいう。

(10) 耐震改修 基本的な方針の別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2「建築物の耐震改修の指針」（以下「耐震改修の指針」という。）又は国がこれと同等と認めた方法により行う、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事をいう。

(11) 建替え 現に存する建築物を除却し、当該建築物の敷地に原則として同じ用途及び同じ規模以上の建築物を新たに建築することをいう。

(12) 申請者 補助金の申請をしようとする、次のいずれかの者をいう。

ア 高松市緊急輸送沿道建築物耐震改修等事業を行う建築物の所有者（複数の者が共同所有する場合、当該共同所有者全員により合意された代表者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める区分所有者の団体の代表者）

イ その他市長がアに掲げる者と同等と認める者

(13) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1) 耐震診断事業 次のアからカまでに掲げる要件を満たす事業であること。

ア 高松市都市計画図に示された国勢調査による人口集中地区内で実施される事業であること。

イ 促進計画に基づいて行う事業であること。

ウ 次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当する建築物について行う事業であること。

(ア) 沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するものを除く。）

(イ) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物

(ウ) 延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上の建築物

(エ) 建築基準法の規定に違反していない建築物（耐震関係規定以外の同法の違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）

エ 当該耐震診断の結果について耐震診断の指針に適合する水準にある旨の既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会（以下「第三者の専門機関」という。）による判定等を受けること。

オ 申請者に課せられた本市の市税のうち、当該補助金の交付申請の日以前に納期（納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（納税の猶予又は納期の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以降に到来するものを除く。）を滞納していないこと。ただし、建物の区分所有等に関する法律に定める区分所有者の団体若しくは管理者及び区分所有者は、この限りでない。

カ 他の補助金等の交付を受けていないこと。

(2) 耐震改修又は建替事業 次のアからキまでに掲げる要件を満たす事業であること。

ア 前号に規定する要件（エを除く。）を満たす事業であること。

イ 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する建築物について行う事業であること。

(ア) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物

(イ) 法に基づく指導又は特定行政庁による任意の勧告を受けたもので、

建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていない建築物

ウ 耐震改修の指針に適合する水準にあるか否かについて第三者の専門機関による耐震改修計画の判定等を受けて地震に対する安全性の向上を目的として行う事業であること。ただし、建替えは除くものとする。

エ 原則として市内に営業所を設けている事業者が施工する事業であること。

オ 建替えにあつては、建替え後の共同住宅は、原則として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存するものであつて、建替え後の建築物は、原則として省エネ基準に適合するものであること。

カ 建替えにあつては、原則として、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為であつて、同条第5項の規定に基づく公表に係るものでないこと。

キ 令和8年3月31日までに耐震改修又は建替えに係る工事に着手する事業であること。

2 前項各号に規定する要件を満たしたことにより補助金の交付を受けた建築物について、再度当該各号に係る補助金の交付を受けることはできない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）耐震診断事業 耐震診断（設計図書の復元、第三者機関の判定等を含む。）に要する費用の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）又は別表の規定により算出した補助の対象限度額に設計図書の復元、第三者機関の判定等に要する費用（157万円を限度とする。）を加えた額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（その額が400万円を超えるときは400万円とし、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

（2）耐震改修又は建替事業 耐震改修に係る工事に要する費用（建替えを行う場合にあつては耐震改修に要する費用相当分とする。）の額（消費税及

び地方消費税相当額を除く。)又は別表の規定により算出した補助の対象限度額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(その額が6,000万円を超えるときは6,000万円とし、1万円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

(全体設計の承認)

第5条 耐震改修又は建替事業の補助を受けようとする者は、当該耐震改修又は建替事業が複数年度にわたる場合にあっては、初年度の補助金交付申請の前に、全体設計承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、耐震改修又は建替事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、市長の承認を受けなければならない。当該事業費の総額を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、全体設計承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、全体設計承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業計画書の提出)

第6条 申請者は、次条第1項又は第2項に規定する申請書の提出に当たっては、あらかじめ、事業計画書(様式第3号又は様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書を提出する者が当該沿道建築物の所有権を有する者でない場合は、事業計画書には、当該事業の実施に関し当該所有権を有する者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。ただし、建物の区分所有等に関する法律に定める区分所有者は、当該管理組合の規約と事業の実施について決議したことの分かる書類を添付した場合は、この限りでない。

3 市長は、事業計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認すべきものと決定したときは、事業計画承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けて耐震診断を実施しようとするときは、前条の規定による事業計画書の承認後、耐震診断の実施に関する契約の締結前に、高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付を受けて耐震改修又は建替事業に係る工事を実施しようとするときは、前条の規定による事業計画書の承認後、耐震改修又は建替事業に係る工事の契約の締結前に、当該年度に係る部分について高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 第5条第2項の承認を受けて耐震改修又は建替事業に係る工事を実施する場合、前項の申請は、全体設計に係る期間の毎年度に、当該年度の耐震改修又は建替事業に係る経費について行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、必要な条件を付することができる。

（着手届）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、耐震改修等事業に着手したときは、着手の日から10日以内に高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業着手届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（中間検査の実施等）

第11条 市長は、耐震改修又は建替事業において必要があると認める場合は、工程を指定し、中間検査を実施することができる。この場合において、補助事業者は、耐震改修又は建替事業に係る工事が当該指定に係る工程に達したときは、高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業に係る中間検査申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、耐震改修又は建替

事業に係る工事が適正に施工されているかどうかについて、速やかに中間検査を行うものとする。

3 市長は、中間検査の結果、耐震改修又は建替事業に係る工事が適正に施工されていないと認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示を行うものとする。

4 市長は、前3項の規定による中間検査を行うほか、耐震改修又は建替事業の施工において必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な指示を行い、若しくは報告を求め、又はその職員に当該建築物その他の物件若しくは設計図書等の書類を検査させることができる。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の施行及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を整備し、補助対象事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(耐震改修等事業の変更)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じる補助対象事業の内容変更をしようとするとき
高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金変更交付申請書(様式第11号)

(2) 補助対象事業の内容の変更で次のいずれかに該当するものをしようとする場合において、補助金の額に変更を生じないとき 高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業内容変更承認申請書(様式第12号)

ア 補助の対象となる部分の面積、配置、構造又は形状の変更

イ 耐震診断資格者

ウ 事業工程の大幅な変更

エ その他申請内容の大幅な変更該当するものとして市長が定める変更

2 市長は、前項第1号の補助金変更交付申請書又は同項第2号の事業内容変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金変更交付決定通知書(様式第13号)又は高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業内容

変更承認通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

（耐震改修等事業の中止又は廃止）

第14条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の完了期日の変更）

第15条 補助事業者は、補助対象事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業完了期日変更報告書（様式第16号）によって市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助対象事業の遂行等）

第16条 補助事業者は、法令の定め、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、補助対象事業を行わなければならない。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従い補助対象事業を遂行していないと認めるときは、申請者にこれらに従い補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（完了実績報告）

第17条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業完了実績報告書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付指令等）

第18条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めるときは、補助金の額を決定し、高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付指令書（様式第18号）により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の請求）

第19条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、所定の請求

書により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(是正のための措置)

第20条 市長は、第17条の完了実績報告書の提出があった場合において、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、その是正のための市長の指示又は命令に従わないとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第22条 市市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金返還命令書(様式第19号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合において、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものであるときは、速やかに補助金を国に返還するための措置を講ずるものとする。

(指導及び監督)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業を実施している補助事業者、耐震診断資格者、耐震改修又は建替えに係る工事の施工者等(次項において「補助事業者等」という。)に対し、補助対象事業の計画又は施工の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、補助事業者等に対し、補助対象事業の適正な執行を確保するために必要な措置を講ずることを命じ、又は必要な助言もしくは勧告をすることができる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、平成26年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以後に申請された補助対象事業から適用するものとし、同日前に申請された補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後に申請のあった補助対象事業から適用するものとし、同日前に申請のあった補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

2 改正後の高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱

の規定は、令和元年10月9日以後の第7条第1項又は第2項の規定による交付申請に係る補助金について適用し、同日前の同条第1項又は第2項の規定による交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 改正前の様式第1号から様式第4号まで、様式第6号から様式第8号まで、様式第11号、様式第13号及び様式第16号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後の第7条第1項又は第2項の規定による交付申請に係る補助金について適用し、同日前の同条第1項又は第2項の規定による交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式第7号から様式第8号まで及び様式第11号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助の対象限度額

補助対象事業の 区分	限度額
耐震診断事業	3,670,000円に次の床面積の区分による額の合計額を加えた額 (1) 1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡ (2) 2,000㎡を超える部分 1,050円/㎡
マンション以外の 耐震改修又は建替 事業	51,200円/㎡ ただし、耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いと判断された 場合は56,300円/㎡、免震工法等特殊な工法による場合は 83,800円/㎡とする。
マンションの耐震 改修又は建替事業	50,200円/㎡ ただし、耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いと判断された 場合は55,200円/㎡、免震工法等特殊な工法による場合は 83,800円/㎡とする。

備考 限度額は、耐震改修等事業に係る建築物の床面積（建替えにあつては、建替前の建物の床面積）について算出する。